

岩手県告示第448号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

平成29年5月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 安家川

2 指定区間

- (1) 左岸 下閉伊郡岩泉町安家字松林43番4号地先（氷渡橋下流1,080m）から下閉伊郡岩泉町安家字半城子118番6号地先（安家はたる橋下流1,100m）まで
- (2) 右岸 下閉伊郡岩泉町安家字氷渡304番4号地先（氷渡橋下流1,080m）から下閉伊郡岩泉町安家字年々283番地先（安家はたる橋下流1,100m）まで